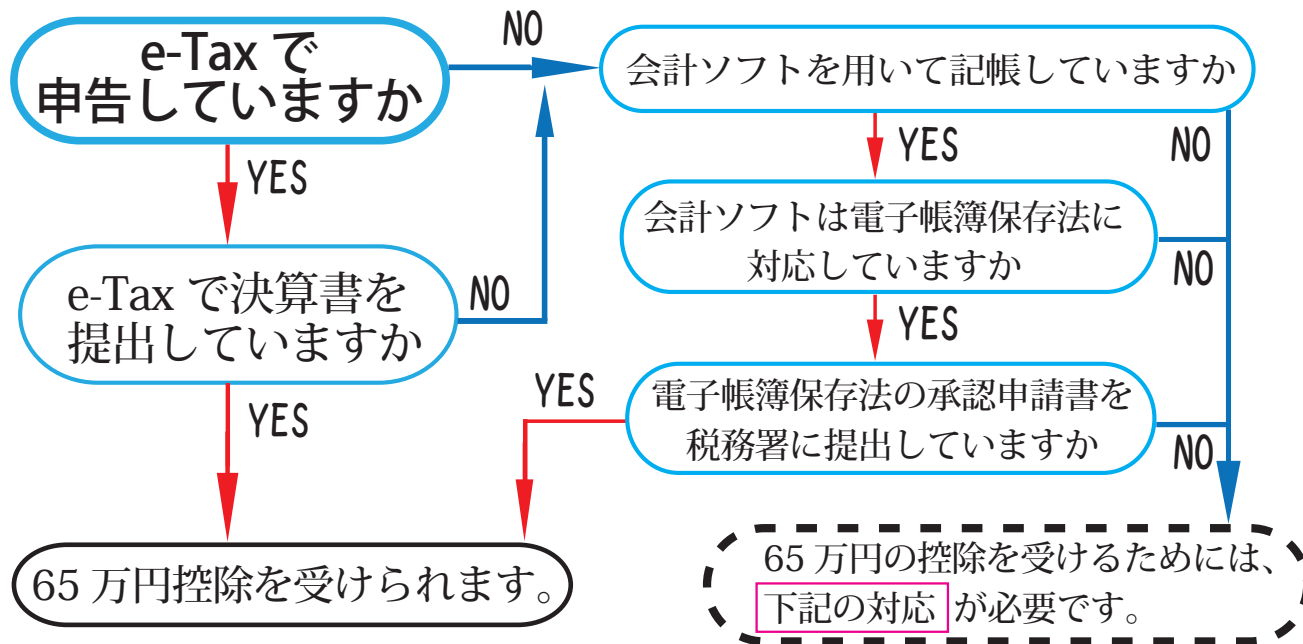


令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります！！

● 令和2年分申告で65万円の青色申告特別控除を適用するためのフローチャート



以下のいずれかの要件を満たす必要があります。



- e-Tax を利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する。
(令和2年分に限っては令和2年9月30日迄提出可)

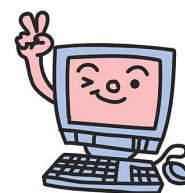
e-Taxによる申告(電子申告) 又は 電子帳簿保存 への移行はお早めに!

「ブルーリターン A」をご利用の方へ

完全予約制

予約専用ダイヤル

(096)381-3135



お一人様 45 分間の
完全予約制となっております。
お電話にて相談の予約をお願いします。
申告のご予約は、

1/20 (月) ~ 3/9 (月)

青色申告会の **ブルーリターン A** は、
記帳から青色申告決算書や
所得税・消費税の申告書を作成し、
イータックスによる電子申告機能を
備えています。

また、**仕訳の修正削除記録の
保持など電子帳簿保存に適合した
会計ソフト**です。